

# 早めに着手／証拠を残す

相続税の対象になります——。

都内に住む70代の女性は自分名義の証券口座にある約3000万円の資産について、税務署からこんな通知を受けた。夫が亡くなるまで毎年100万円ほどを贈与され証券口座で買付けていたが、実際に管理・運用していたのは夫。女性は購入した株式や投資信託を詳しく把握しておらず、証券会社とのやりとりも夫に任せていた。このため「名義は妻でも、実際は夫の財産だった」とされたのだ。

家族に資産を引き継ぐとき、相続を待たずに渡す生前贈与という選択肢がある。贈与で相続財産を減らせば相続税の節税につながるほか、子や孫などの家計を支援できる。しかし渡し方によっては不利になることがある。どのように贈与すればいいのだろうか。

生前贈与の代表例が少しづつ財産を渡す「暦年贈与」だ。贈与税には財産をもらう人1人当たり年110万円まで税金がかからない基礎控除がある。仮に10年間贈与を続けば、最大1100万円を相続財産から無税で減らすことができる。ただし「非課税の範囲で

渡したつもりでも、実際は贈与と見なされないことがある」と税理士の村岡清樹氏は指摘する。

暦年贈与が成立したと認められる側が合意している証拠を示すことが必要になる。それそれが署名・捺印をした贈与契約書を作成するのが一案で、贈与をする年ごとに交わすことが望ましいとされる。契約書を作るのが最初の年だけだつたりすると、一括して贈与したとみなされ贈与税の対象になる可能性があるからだ。

「財産をもらった側が実際に使っているとして管理することもポイント」（村岡氏）。冒頭の女性の例のように名義を貸しているだけと判断されないようにするためだ。贈与を預貯金の形で受け取つて保管するなど、通帳や印鑑などを自分で保管することが大切になる。

贈与の証拠を残すには贈与税を納めることも選択肢だ。国税庁の統計によると暦年贈与で課税された人は2019年で約36万人と10年に比べ約40%増、課税金額は約1兆4000億円と57%高い水準にある。贈与された財産の金額は

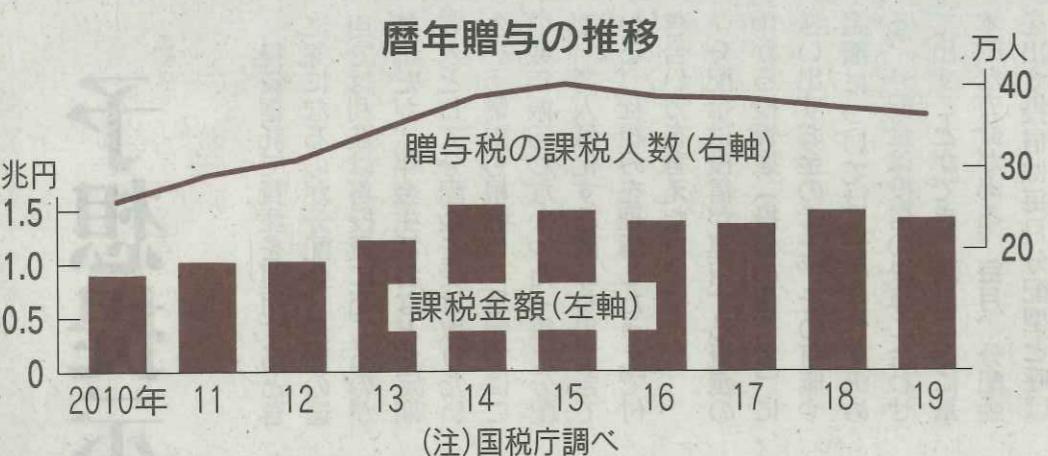
「150万円以下」だった人が33%

を占める。基礎控除をやや上回る金額を贈与し、あえて贈与税を払う人が多いことがつかがえる。

生前贈与は早めに着手することも重要になる。贈与した人が亡くなになると過去3年間の贈与分は相続財産と見なされ相続税の対象になるからだ。見逃せないのは、この期間が変更される可能性があること。与党がまとめた21年度税制改正大綱では贈与税の「暦年課税制度のあり方を見直す」ことなどについて「本格的な検討を進める」と盛り込まれた。「死亡前3年より長くさかのぼって相続財産に含む可能性がある」と大和総研主任研究員の是枝俊悟氏は話す。

早めに利用を考えたいのは一括贈与の非課税制度も同じ。子どもや孫の住宅購入や教育、結婚・子育ての資金を援助する場合に一定額まで贈与税がかからないが、いずれも期限がある。例えば住宅資金なら21年中に売買契約を結び、引き渡しが22年3月15日までに終わることなどが条件だ。

こうした制度で非課税になるには、限度額の範囲でも申告などの手続きが必要。教育資金は贈与された人が基本的に30歳時点で、結婚・子育て資金は50歳時点で使い残しがあると贈与税の課税対象になることも知つておきたい。



## 贈与税が非課税になる主な特例

	非課税枠	期限	主な注意点
住宅資金	一般住宅 1000万円※1 省エネなどの住宅 1500万円※1	2021年末までに 契約、原則22年3月15日までに完成・ 引き渡し	床面積と所得で 一定の条件あり
教育資金	1500万 (習い事など) 500万※2	23年3月末までに 贈与	■原則30歳時点で 使い残した額は課税 ■非課税枠内でも 申告必要
結婚・ 子育て	子育て1000万 (結婚300万)		■50歳時点で使い 残した額は課税 ■非課税枠内でも 申告必要

(注)子・孫に贈与するケース。※1)消費税10%の場合。※2)23歳までが対象

## 主な財産の評価額基準

種類	評価基準
現預金	額面※
上場株式	<最も低い額を適用> ■贈与日の終値 ■贈与月の前月の平均終値
土地	路線価が一般的
建物	固定資産税評価額

(注)※定期預金は税引き後の経過利息も含む

(大賀智子)